

愛媛県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業運営要領

第1 目的

愛媛県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業に係る社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象等

- 1 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、未就学児を持つ保育士であって、要綱第3の3（1）アからケに掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者又は保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって産後休暇若しくは育児休業から復帰する者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要する。
- 2 愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、県及び市町と連携し、当該保育士の子どもを保育所等に優先的に入所させるよう調整等を行う（当該保育士の子どもが調整等によらず保育所等に入所できた場合を含む。）。

第3 貸付申請

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）誓約書（様式第2号）
- （2）申請者の子どもが保育所等に入所が決定したこと及び保育料が確認できる書類
- （3）申請者の保育士登録証の写し
- （4）申請者の勤務先の雇用契約書等の写し

第4 連帯保証人

- 1 申請者は、独立の生計を営む成年者の連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

第5 貸付決定の通知

会長は、貸付の決定をしたときは、申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。
- 2 貸付額は、未就学児の保育料の半額（月額27,000円を上限とする。）とし、無利子で貸付する。
- 3 交付は年2回以内とし、原則として、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付振込口座申請書（様式第3号）で申請のあった口座へ振込する。

第7 借用書

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、決定した全額についての未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付借用書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

第8 貸付契約の解除

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 保育所等を退職したとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第9 貸付の休止

会長は、借受人が疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月までの期間、貸付を行わないものとする。

第10 休職等

借受人は、休職または復職した場合は、直ちに休職・復職等届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

第11 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、返還の債務の免除を受けることができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内の保育所等において、借受人が保育所等の勤務に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、愛媛県の区域外の保育所等において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- (2) (1)で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

第12 返 還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第16号の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に返還しなければならない。

- (1) 第8号の規定により未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部の貸付契約が解除されたとき。

- (2) 借受人が、愛媛県の区域内において、保育所等の勤務に従事しなかったとき。
- (3) 借受人が、愛媛県の区域内において、保育所等の勤務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 借受人が、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により保育所等の勤務に従事できなくなったとき。

第13 返還の方法等

- 1 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の返還は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 第12号(1)から(4)までに掲げる事由が生じたことにより未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日(免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日)から15日以内に未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還計画申請書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

第14 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の返還の債務を、当該定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を返還することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部。(相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。)
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の全部又は一部。(相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。)
- (3) 愛媛県の区域内において1年以上、保育所等の勤務に従事したとき、返還の債務の一部。

第15 裁量免除の額

第14号(3)の裁量免除の額は、愛媛県の区域内で保育所等の勤務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第16 返還の裁量猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内において保育所等の勤務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

第17 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - （1）保育等業務従事期間証明書（様式第8号）
 - （2）死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - （1）業務従事届（様式第10号）
 - （2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第18 延滞利子

借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利子を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

第19 従事期間

- 1 第11号（1）及び第14号（3）に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合においては、愛媛県の区域で第11号（1）に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人は、従事期間の確認のため、毎年度、業務従事届（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

第20 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- （1）貸付を辞退するとき 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付辞退届（様式第11号）
- （2）氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第12号）
- （3）連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第13号）
- （4）子どもの保育料が変更されたとき 保育料変更届（様式第14号）

第21 その他

愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附則

この要領は、平成 28 年 11 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 3 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 6 月 22 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。